

平成22年度決算審査措置要求決議

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 東日本大震災復旧・復興関係経費の迅速かつ円滑な執行の確保等について

平成23年度の東日本大震災復旧・復興関係経費の執行状況については、全体予算14兆9,243億円のうち、翌年度繰越額が4兆7,694億円、不用額が1兆1,034億円と多額に上っており、予算の執行率は約6割にとどまった。特に、復興庁所管の経費1兆3,141億円のうち1兆3,101億円は執行されずに繰り越され、23年度における執行率は0.02%となっており、また、国土交通省所管の経費では、災害公営住宅等整備事業費1,115億円のうち、執行額等はわずか3億円であり、残り1,112億円が不用額として処理されるなど、復旧・復興関係予算の執行が当初の予定どおり進んでいない事態が明らかとなっている。

政府は、これらの事態が被災地における早期の復旧・復興や住民の生活再建の支障となることを認識し、事業の着手に必要な復興計画との調整等を速やかに実施した上で、迅速かつ円滑な予算執行に努めるべきである。また、予算の執行率が極端に低かった事業については、事業費の見積りが適切であったか検証するなどして必要な見直しを行い、多額の国民負担によって賄われている復旧・復興予算が適正、有効かつ効率的に活用されるよう、最善を尽くすべきである。

2 特別会計における剰余金の縮減と効率的活用に向けた取組について

特別会計には一般会計からの繰入れを歳入としているものがあり、その財源として多額の国債が発行されているが、6特別会計9勘定において、予算執行過程で不用見込額を把握しているにもかかわらず一般会計からの繰入れが抑制されていないため、多額の剰余金が発生している事態が、平成21年度決算検査報告において指摘され、処置が講じられた。しかし、食料安定供給特別会計農業経営安定勘定については、同特別会計調整勘定を通じた一般会計からの繰入れを抑制する方策が検討されず、22年度も906億円の剰余金を生ぜしめている。また、会計検査院の試算により、12特別会計21勘定において、22年度の歳入に繰り入れられた21年度の剰余金の

うち1兆8,359億円が22年度中に活用されていないことが、本委員会の要請に基づく検査の結果に示されている。

政府は、一般会計からの繰入れを財源とする特別会計では、引き続き、歳出の不用見込額を一般会計からの繰入額に確実に反映させ、剰余金を縮減すべきである。特に、食料安定供給特別会計農業経営安定勘定については、24年度の一般会計からの繰入れは見送られたが、抜本的な繰入れの抑制策を早急に講ずべきである。また、財政資金を一層効率的に活用するため、剰余金のうち可能な部分を一般会計に繰り入れるとともに、翌々年度に活用される剰余金を翌年度の一般会計からの繰入額に反映させるなどして可能な限り翌年度に活用すべきである。

3 特別会計の積立金等の適正規模等に関する情報開示の改善について

特別会計には、事業費への充当、決算上の不足への備え等を目的として積立金等が設置されており、その数は平成22年度末で31資金となっている。この31資金から、将来返済すべき収入を財源としている外国為替資金及び財政融資資金を除いた29資金の同年度末の残高は、合計172兆3,291億円と多額に上っている。しかし、本委員会の要請に基づく会計検査の結果によると、これらの積立金等の保有すべき規模、水準等について、必要な金額や上限額が積立金明細表等に具体的に示されているのは、地震再保険特別会計等の6資金のみであり、それ以外は、依然として、積立金等の残高が適正な水準であるかどうかを判断できないなど、特別会計の積立金等の有効活用を図る上で、財政統制が機能しにくい状況となっている。

政府は、我が国財政が厳しい状況にあり、財政資金のより一層の有効活用が求められていることを踏まえ、特別会計の積立金等の適正な規模、水準等を具体的に示すとともに、その根拠を明らかにするなど、本委員会の平成17年度決算措置要求決議の趣旨を重く受け止めて、説明責任を果たすべきである。

4 国庫補助金等により都道府県等に造成された基金の有効活用等について

厚生労働省、農林水産省等所管の国庫補助金等により都道府県等に造成された基金に関する会計検査の結果、平成20、21両年度の補正予算等を原資とする基金に含まれている国庫補助金等相当額3兆4,412億円のうち、約2兆円が22年度末において基金に残っており、この中には、計画どおりに事業が実施されないため、基金の執行率が極めて低くなっているものがあることなどが明らかとなった。会計検査院

は、これらの基金について、事業終了後に相当の執行残が生ずるおそれがあるとしている。

政府は、各基金による事業が所期の目的を達成できるよう適切に行われ、その効果が十分に発現するよう所要の措置を講ずべきである。併せて、現下の厳しい財政状況等を踏まえ、基金において執行残が多額に生ずると見込まれる場合には、事業実施期間中であっても国庫補助金等相当額を国に返還させるべく、規定を整備するなどして基金規模の適正化を図るべきである。

5 独立行政法人日本原子力研究開発機構におけるもんじゅ関連施設の未活用と経費支出の透明性確保等について

独立行政法人日本原子力研究開発機構については、これまでに建設費等830億円を投じたもんじゅ関連施設のリサイクル機器試験施設（R E T F）が、平成12年7月の建設中断以降、維持管理費を支出しながら、本来の用途に供されるめども立たず、今後の利活用の見通しも立っていない事態のほか、次世代型高速増殖炉の革新技術開発に係る契約を、どの程度の経費を要するか見通すことが困難であるのに確定契約とした上、発注先で要した人件費等の実支出総額に比べ、同機構の支払額算定の基礎となった見積額が8割程度高額となっているなどの事態が、会計検査院の指摘により明らかとなった。さらに、同機構が公益法人等に支出している賛助会費に関して、22年度の支出先80法人のうち33法人に同機構と国家公務員のOBが在籍しており、また、22年度は8,600万円あった支出額が、見直しを行った結果、24年度は360万円に大幅に削減されるなどの事態が見受けられており、これまでの公費支出の必要性や妥当性に疑念を抱かざるを得ない。

政府は、日本原子力研究開発機構に対し、R E T Fの利活用方法について早期に結論を出すよう指導するとともに、契約の透明性及び経済性を確保し、不明瞭な支出を根絶するため、早急に措置を講じさせるべきである。

6 エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の周辺地域整備資金の有効活用について

エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定には、電源立地の進展に伴って将来発生する財政需要の財源に充てるため、周辺地域整備資金が設けられており、同資金は、電源開発促進勘定からの繰入れ及び同勘定の決算剰余金からの組入れを原資と

している。平成22年度末における同資金の残高は、21年度の電力供給計画で開発が示された14基全ての原子力発電施設を対象に算定した需要額を目標として積立てが行われた結果、1,231億円となっている。しかし、会計検査院は、平成22年度決算検査報告において、積立対象とされた14基の原子力発電施設のうち着工済み3基に係る需要額73億円を除いて当面需要が見込まれないことから、同資金の残高のうち657億円は縮減可能な余裕資金であり、資金規模を縮減すべきと指摘している。

政府は、同資金について、ひとまず、24年度予算では49億円を取り崩して福島第一原子力発電所の事故対応等のための交付金に充て、22年度決算剰余金の組入れは見送っているが、新たなエネルギー基本計画を早期に策定するとともに、需要額の算定方法を改めて積立目標額を見直し、余剰となる資金を有効活用すべきである。

7 大規模な治水事業における事業の計画及び実施の適時適切な見直し等について

本委員会の要請に基づいて実施された、大規模な治水事業に関する会計検査の結果、ダム建設事業については、検査対象47か所のうち、当初計画に比べて事業費が2倍以上に増額されているものが9ダムあり、中には変更後の事業費が15.8倍に膨らんだダムがあるなど、当初計画と大きくかい離している事態等が判明した。また、霞ヶ浦導水事業等により整備された利根導水路については、平成3年に導水路本体の工事が完了しているにもかかわらず、現在まで同事業では全く利用されていない事態等も明らかとなった。さらに、これらのほか、放水路等事業、遊水地等事業、高規格堤防整備事業等においても様々な問題が見受けられた。

政府は、今後のダム建設事業の実施に当たって、事業費の増加の要因等を詳細に分析するなどし、事業実施の可否も含め、事業計画の変更等について適時適切に検討するとともに、霞ヶ浦導水事業において現在利用されていない施設については、投資効果が発現するよう、利活用の方法を速やかに検討すべきである。また、今回明らかとなった放水路等事業、遊水地等事業、高規格堤防整備事業等における様々な問題についても、事業を効率的・効果的に進めるため適切な措置を講ずべきである。